

様式第七（第4条関係）

新技術等実証計画の認定申請書

令和2年6月12日

法務大臣 三好 雅子 殿

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

東京都千代田区神田練塀町3番地
株式会社リンクス
代表取締役 野田 貴

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 新技術等実証の目標

(1) 背景

イ SMS・SMAPSの利便性

SMS（ショートメッセージサービス）とは、携帯電話番号を宛先にして、短いテキスト（文章）メッセージを送受信するサービスである。原則、携帯電話、スマートフォンのメッセージアプリで利用することができる。本実証に用いられる SMAPS（Short Message Accelerate Platform Service）とは、SMSを利用して確実に目的の顧客へメッセージを届け、メッセージに記載したショートURLから重要な情報に誘導することができるクラウドサービスである。

SMSは、①通信キャリアとの関係で確実にSMS文面（URL文字列）、SMS送信（依頼）日時、SMS送信（結果）日時について、記録（ログ）を取ることができる、②災害発生時においても、他の通信手段と比べて、強い耐性がある、③受信する顧客の状況を考慮する必要がないので、確実に送信することができる、④携帯電話番号の変更率は転居率より低く、受信者とのコミュニケーション手段としての持続性が高い、⑤インターネット回線ではないため、ハッキング被害も低い等の利便性がある。

それに加えて、SMAPSにおいては、①送信（発送）、送達（到達）、アクセス、認証等の状況をリアルタイムで把握することができる、②SMSの送信（発送）後、受信者の電話番号の変更の有無がシステム上確認され、変更されている場合にはその旨のエラーが表示されて送信が行われなため、このような場合の誤送信も防止することができる、③キャリア確認を含めて、送信から送達までの全過程を国内で完結しているため安全性が高い、④SMAPSのデータセンター、クラウドシステム・ネットワーク、文書管理データベース、保管文書の暗号化、サーバー間の通信、廃業時の対応は、下記2（2）ハのように万全のセキュリティ運用体制を取られており、その安全性が高いといったメリットがある。

ロ 債権譲渡の第三者対抗要件

債権譲渡の第三者対抗要件は、「確定日付のある証書」による通知又は承諾とされている（民法467条2項）。確定日付のある証書は、民法施行法5条に限定列挙されており、公正証書（同条1号）、公証人役場での私署証書への確定日付の付与（同条2号）、内容証明郵便（同条6号）がよく用いられている。

インターネットを利用した電子取引が活発化するなかで、電子取引による債権譲渡を確実に円滑に行うことができるようにするための基盤整備の一環として、平成12年の民法施行法改正により、電子公証制度・電子的確定日付の制度が新設された（民法施行法5条2項・3項）。しかし、電子公証制度は、嘱託人が、法務大臣の指定を受けた公証人の面前でみずから作成した電磁的記録（電子私署証書）に電子署名をしなければならない等、オフラインでの作業が求められ、業務上の負担が大きく、その利用は進んでいない。

現在、電子取引はますます盛んになっており、債権譲渡においても、オフラインで行う作業を挟まず、電子的なやりとりで、第三者対抗要件の具備等の債権譲渡にかかる手続を済ませることに対するニーズが高まっている。

(2) 将来構想

SMSに記載されたショートURLのリンク先に債権譲渡の通知をアップロードし、債権譲渡人から債務者に対して、当該ショートURLを記載したSMSを送付する。債務者がSMSを受信した時点で、債務者が債権譲渡の「確定日付のある証書」による通知を受けたものとする。

従来の「確定日付のある証書」に比べて、オフラインでの作業がなく、送信からわずか数秒〜数分で債権譲渡に関する情報の伝達が可能となり、債権譲渡の取引の迅速化・ペーパーレス化に資する。

また、本実証に利用されるSMSは、送信（発送）、送達（到達）、アクセス、認証までリアルタイムで把握できることから、債権の多重譲渡が行われた場合であっても、債務者への通知の到達日時を正確に把握することができ、債権譲渡に関する事務を簡便化し、紛争を回避することができる。

将来的には、民法施行法5条を改正し又は特別法を制定することにより、本実証に利用されるSMSを民法467条2項に規定された債権譲渡の対第三者対抗要件を具備した「確定日付のある証書」として取り扱いたい。さらに、本実証を足がかりとして、現在は社会生活において書面で行われている連絡等を本実証に利用されるSMSで代替することを目指す。これにより、利用企業の経費削減、効率化、人材不足解消、顧客満足度向上等の業務改善を促し、社会全体の一層のペーパーレス化、デジタル化を推し進める。

2. 次に掲げる新技術等実証の内容

(1) 新技術等及び革新的事業活動の内容

SMAPS 上で SMS を利用した債権譲渡の通知を行い、債権譲渡の通知に係る事務の効率化を目指す。

下記(2)に記載した措置が講じられていれば、既存の「確定日付のある証書」と同等以上に、①SMS での債権譲渡の通知の送信・受信について、伝送途中における情報の消失・改ざんが発生しないこと、②データベースに保存された債権譲渡の通知(PDF)について、データの真正性が担保されていること、③SMS での送信内容が既存の「確定日付のある証書」と内容面で差異のないこと、④SMS での債権譲渡の通知の送信が、内容証明郵便と比較して、安価・簡便・迅速に行われることを、実証を通じて確認する。

(2) 法第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

SMAPS を利用した SMS による債権譲渡の通知が、既存の確定日付のある証書の通知と比較して、第三者対抗要件としての機能を担う点において遜色がなく、利便性の点で優れ、事業性があることを検証するため、下記の手順及び措置の下で、既存の確定日付のある証書の通知を行うと同時に、SMAPS を利用した SMS により同一内容の通知を行う。

イ 準備段階

- ① 潜在的な債権譲渡の債権譲渡人と申請者との間で、債権譲渡人が債権譲渡を行う場合には、
 - (i) 確定日付のある証書による通知と同時に、**SMAPS** を利用した **SMS** により同一内容の通知を行うこと、
 - (ii) 当該 **SMS** の送信依頼日時を債権譲渡人において記録し、申請者に通知すること、
 - (iii) 当該確定日付のある証書による通知の確定日付及び到達日時を記録し、申請者に通知すること、
 - (iv) 確定日付のある証書による通知と **SMAPS** を利用した **SMS** による通知の機能比較に関する申請者の作成するアンケート(債権譲渡人用)に回答すること、
 - (v) 譲渡する債権の債務者に対し、確定日付のある証書による通知と **SMAPS** を利用した **SMS** による通知の機能比較に関する申請者の作成するアンケート(債務者用)への回答を債権譲渡人より依頼するよう努めること等を内容とする合意を締結する。

- ② 潜在的な債権譲渡の債権譲渡人は、**SMAPS** のシステムに登録する。登録情報は、氏名、生年月日、携帯電話番号、郵便番号、本人認証のためのパスワード等である。

なお、債務者は、**SMAPS** のシステムに登録することは必要ではない(債務者が登録していない場合にも、潜在的な債権譲渡の債権譲渡人が、**SMAPS** を利用した **SMS** により、当該債務者に対する通知を行うことは可能である。)

③ 債権譲渡以外の場面においても、従来書面による連絡を行っていた者で、現行の法令等に違反しない範囲で書面による連絡に追加又は代替して **SMAPS** を利用した **SMS** による通知を行うことを希望する者があれば、申請者より当該通知者や通知受領者に対し、従来の書面による通知と **SMAPS** を利用した **SMS** による通知の機能比較に関する申請者の作成するアンケート（その他用）への回答に協力してもらうよう任意で依頼する。

ロ 実行段階（具体のオペレーション）

① 債権譲渡人が、債権譲受人に対して、債権譲渡を行う。

② 債権譲渡人は、債務者に対して、電子内容証明郵便等の確定日付のある証書により債権譲渡の通知を送付する。

③ ②と並行して、債権譲渡人は、申請者のサーバーに、債権譲渡の通知（PDF）をアップロードし、自動生成されるショート URL のリンクを受け取る（ショート URL は個別生成され、同じ URL は生成しない仕組み）。

なお、債権譲渡人は、当該アップロード時に、任意のオプションとして、本人認証機能を設定することができる。本人認証機能が設定された場合、当該ショート URL のリンク先の債権譲渡の通知を閲覧しようとする者は、当該 URL のリンク先にアクセスした際に表示される画面の指示に従い、本人認証のための情報（債務者の生年月日等が想定される。）を入力しなければ、当該通知を閲覧することができない。

なお、この場合も、本人認証機能の設定（入力すべき本人認証のための情報の設定を含む。）を行うのは債権譲渡人であるため、債務者が **SMAPS** のシステムに登録することは必要でない（但し、債権譲渡人において、債務者の生年月日等の情報（本人認証のための情報）を予め債務者から入手しておくことは必要となる。）。

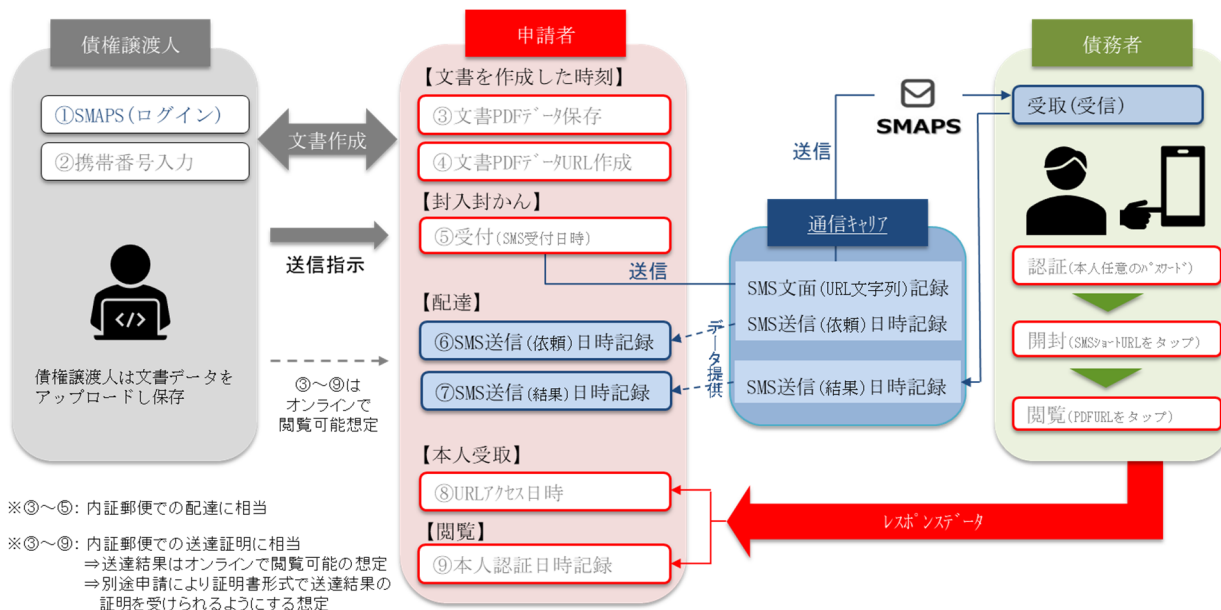
④ 債権譲渡人は、債務者に対して、②の通知送付と同時に、当該リンク先を記載した **SMS** の送信を申請者に依頼する（この段階で、通信キャリアに、**SMS** 送信（依頼）日時が記録され、当事者間の通謀による日付のさかのぼりが不可能となることから、当該記録の生成をもって、**SMS** の送信における確定日付とみなす。**SMS** 送信（依頼）日時の記録のログは、通信キャリアを通じて申請者のサーバーにも自動的に保管される。）。債権譲渡人は、当該依頼を行った日時を自ら記録する。

⑤ 債務者は、**SMS** を受け取る。このとき、通信キャリアに、**SMS** 送信（結果）日時が記録される（**SMS** 送信（結果）日時の記録のログは、通信キャリアを通じて申請者のサーバーにも自動的に保管される）。

- ⑥ 債務者は、ショート URL のリンク先にアクセスし、債権譲渡の通知を閲覧する。債務者のショート URL アクセス日時は、申請者のサーバーにログが保管される。
- なお、本人認証機能が付されている場合、債務者が債権譲渡の通知を閲覧するためには、当該リンク先にアクセスした上、表示される画面の指示に従い、本人認証のための情報を入力する必要がある。この場合、債務者の本人認証日時記録も、申請者のサーバーにログが保管される。
- ⑦ 債務者は、電子内容証明郵便等を受領し、確定日付のある証書による債権譲渡の通知を受け取る。
- ⑧ 申請者は、申請者の文書管理データベースにおいて、アップロードされた債権譲渡の通知を5年間保管する。このとき、債権譲渡人は、いつでもアップロードした債権譲渡の通知を見ることができ、申請者に対して、文書データ・送信記録データを含む記録証明証の発行を請求することができる。
- ⑨ 債権譲渡人は、④で自ら記録した SMS の送信依頼を行った日時を申請者に報告する。また、債権譲渡人は、②の確定日付のある証書による通知の送付（依頼）日時及び到達日時を申請者に報告する。
- ⑩ 申請者は、⑨の報告結果と、④の SMS 送信（依頼）日時の記録のログを比較検証する。また、確定日付のある証書による通知の送付・到達状況と、SMS による通知の送信・到達状況を比較検証する。
- ⑪ 債権譲渡人において、確定日付のある証書による通知と、SMAPS を利用した SMS による通知の機能比較に関する申請者の作成するアンケート（債権譲渡人用）に回答して申請者に提出し、申請者においてアンケートを集計し、両者の機能を比較検証する。
- ⑫ 債権譲渡人において、確定日付のある証書による通知と、SMAPS を利用した SMS による通知の機能比較に関する申請者の作成するアンケート（債務者用）に対する債務者からの回答結果を申請者に提出し、又は申請者自ら当該アンケート（債務者用）に対する債務者からの回答結果を収集し、申請者においてアンケートを集計し、両者の機能を比較検証する。
- ⑬ 申請者において、書面による通知と SMAPS を利用した SMS による通知の機能比較に関する申請者の作成するアンケート（その他用）で前記イ③の通知者や通知受領者から回収できたものを集計し、両者の機能を比較検証する。また、債権譲渡の事例における上記⑪及び⑫の比較検証結果と、債権譲渡以外の事例における本⑬の比較検証結果の異同を分析する。

⑭ 申請者において、実証実験期間中、SMAPSを利用したSMSによる通知に係る記録（送信（依頼）日時のログ、送信（到達）日時のログ、SMS文面のログ、URLリンク先文書内容のログ等）に関する改変その他の異状の発生有無、システム障害等の発生有無を観測し、観測結果につき報告書を作成する。

<本実証におけるデータ授受、記録の概要>



<操作画面イメージ>



電話番号：080-****-9008 ステータス：SMS送信完了

送信状況	送信設定	決済情報
SMS 受付完了	SMS受付日時 2016/11/15 10:13	
	キャリア確認日時 2016/11/15 10:13	
	キャリア確認 SoftBank	
SMS 送信完了	SMS送信依頼日時 2016/11/15 10:13	
	SMS送信依頼 SMS送信OK	
	SMS送信日時 2016/11/15 10:13	
期票付URL アクセス済	期票付URL認証日時	
	アクセス日時	
決済手続き状況	決済方法	
	決済連携ID	
	決済受付番号	

指定した番号に送信完了したことが確認できます。

電話番号：080-****-9008 ステータス：認証済

送信状況	送信設定	決済情報
SMS 受付完了	SMS受付日時 2016/11/15 10:13	
	キャリア確認日時 2016/11/15 10:13	
	キャリア確認 SoftBank	
SMS 送信完了	SMS送信依頼日時 2016/11/15 10:13	
	SMS送信依頼 SMS送信OK	
	SMS送信日時 2016/11/15 10:13	
期票付URL アクセス済	期票付URL認証日時 2016/11/15 10:14	
	アクセス日時 2016/11/15 10:16	
決済手続き状況	決済方法	
	決済連携ID	
	決済受付番号	

お客様が本人認証を行い、情報を閲覧したことが確認できます。

電話番号：080-****-9008 ステータス：決済手続き完了

送信状況	送信設定	決済情報
SMS 受付完了	SMS受付日時 2016/11/15 10:13	
	キャリア確認日時 2016/11/15 10:13	
	キャリア確認 SoftBank	
SMS 送信完了	SMS送信依頼日時 2016/11/15 10:13	
	SMS送信依頼 SMS送信OK	
	SMS送信日時 2016/11/15 10:13	
期票付URL アクセス済	期票付URL認証日時 2016/11/15 10:14	
	アクセス日時 2016/11/15 10:16	
決済手続き状況	決済方法 コンビニ支払	
	決済連携ID 20181115010767833	
	決済受付番号 16111527393834	

お客様が決済方法を選択し、決済手続きをしていることが確認できます

ハ 実証を実施するために講ずるその他の措置

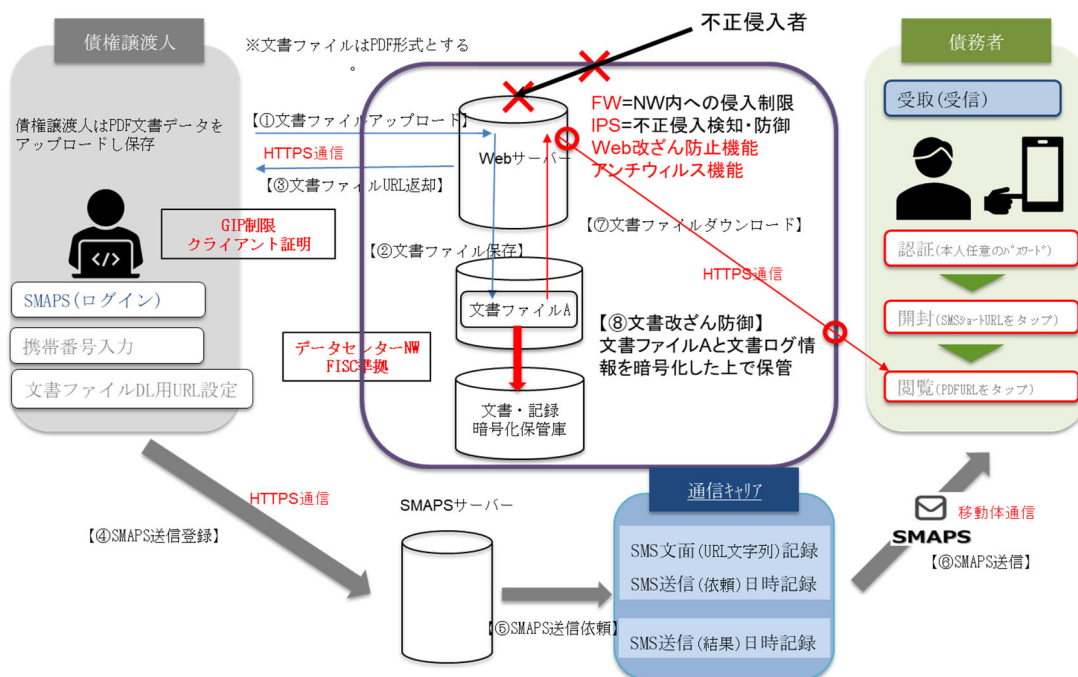
本実証に利用される SMAPS は、下記のように万全のセキュリティ運用体制を取っている。

- ① SMAPS のデータセンターについて、FISC（金融機関等コンピュータシステムに関する）安全対策基準をクリアし、JDCC 評価項目（JDCC 評価項目とはデータセンターの構築に当たって求める信頼性を実現するためのファシリティ内容を定めた基準で、日本では JDCC（日本データセンター協会）が日本の実情を考慮してデータセンターファシリティスタンダードを制定している。主な基準項目としては立地条件、建物、サーバ室及びデータ保管室、セキュリティー、電気設備、空調設備、通信設備、設備運用に分類されており、それぞれの実施項目はティア1~4のレベルで評価される仕組みになっている。）において、本実証に用いるデータセンター基準はティア3以上達成を基準とする。

また、他社が実施した脆弱性テスト（特定の意図をもつ攻撃者が攻撃に成功するかどうかを検証するテストとその結果に対する対策実施）においてS評価という高い評価を受けている。

- ② クラウドシステム・ネットワークの運用・保守安全基準として、セキュリティ運用管理に関する公的認証（ISO27001(情報セキュリティーマネジメントシステム)、ISO27017(クラウドシステム情報セキュリティーマネジメントシステム)）を受けている。
- ③ 文書管理データベースシステムのネットワークに関しては、下記の改ざん防止・検知システムを講じている。
- ・データベースへのアクセスは、グローバル IP(インターネットで相手と通信するために持つ、ほかのアドレスと重複しない一意の IP アドレスのこと。通信先の相手を特定することができる。)で制御されており、不正侵入は、ファイヤーウォール、侵入検知 (IPS)、侵入防止 (IDS) で防止されている。
 - ・文書はアンチウィルスソフトによりウィルスチェックを経てアップロードされる。
 - ・データベースの改ざんについてはアンチウィルス改ざん検知システムで防止されている。
- ④ 保管文書の暗号化にかかわる安全基準に関しては、下記の措置が講じられている。
- ・文書管理データベースは、定期的にバックアップを作成している。また、原本アップロード時には、必ずバックアップを作成し、他のネットワークから独立したデータベースで保管している。バックアップされた文書は 256bitAES 方式で暗号化される(256bitAES は 2×256 乗通りの鍵を持ち 2020 年現在では最も強固な暗号化である)。
 - ・SMAPS での日時記録やログ情報データ、キーになる電話番号は 256bitAES 方式で暗号化されている。
 - ・ファイルをアップロードした後にアクセスした者には閲覧権限しかなく、編集は不可能である。
- ⑤ 文書のアップロード、データベースへの保存、債務者の閲覧に係る通信は HTTPS (SSL/TLS1.2 通信) により暗号化されている (TLS1.2 とはインターネット通信のブラウザ間通信における標準的な暗号化通信方式である)。
- また、債務者との通信は SMS (電話回線) であり、インターネット回線と比較して、ハッキングのおそれも低い。さらに、サーバーを国内に置いており、キャリア確認を含めて送信、送達までの全過程を国内完結するため、海外から不正アクセスされるおそれも低い。
- ⑥ 申請者の廃業時には、下記の会社に本件実証に係る業務を引き継ぐこととしている。
- ・株式会社 NTT データスマートソーシング
 - ・富士ソフト株式会社

<セキュリティ概要>



(3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

実証を通じて、以下のデータを取得しつつ、上記(2)に記載した措置が講じられていれば、既存の「確定日付のある証書」と同等以上に、①SMSでの債権譲渡の通知の送信・受信について、伝送途中における情報の消失・改ざんが発生しないこと、②データベースに保存された債権譲渡の通知(PDF)について、データの真正性が担保されていること、③SMSでの送信内容が既存の「確定日付のある証書」と内容面で差異のないこと、④SMSでの債権譲渡の通知の送信が、内容証明郵便と比較して、安価・簡便・迅速に行われることを確認する。

- ① システムの運用実績(トランザクション数・譲渡数、通信成功数・エラー数、など)
- ② 実証期間中のセキュリティ対策の状況(各措置の稼働状況、運用状況、インシデント、など)
- ③ 既存の内容証明郵便と比較して利便性等の差異(内容の差異、通知の認識、手続きの効率性、経済面、など) ※利用者へのアンケート
- ④ その他

また、主務大臣に対して、①同意取得時の報告、②実証開始後1か月ごとの実証状況に関する定期報告、③実証終了後の報告、④実証中に重大な事故やトラブルが発生した場合の報告を行う。

3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

認定後、実証開始の準備が整ってから6ヶ月後の日が属する月の末日まで

- (2) 実施場所
全国（当社のサーバー）

4. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

- (1) 参加者等の具体的な範囲
- ・潜在的な債権譲渡の債権譲渡人
 - ・潜在的な債権譲渡の債務者

(2) 同意の取得方法

潜在的な債権譲渡の債権譲渡人に対して、申請者が、事前の説明に基づき同意を取得する。

潜在的な債権譲渡の債務者に対しては、申請者又は債権譲渡人が、事前の説明に基づき同意を取得する。

5. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

- (1) 実施に必要な資金
特になし
- (2) その調達方法
特になし

6. 法第2条第2項第2号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項
民法第467条及び民法施行法第5条

債権譲渡について、法定の「確定日付のある証書」に加えて、新たな通知方法を併用するものであり、新技術等関係規定に違反するところはない。

(参考)

○民法

(指名債権の譲渡の対抗要件)

第四百六十七条 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

○民法施行法

第五条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

一 公正証書ナルトキハ其日付ヲ以テ確定日付トス

二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日付アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日付

ヲ以テ確定日付トス

三 私署証書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日付アルモノトス

四 確定日付アル証書中ニ私署証書ヲ引用シタルトキハ其証書ノ日付ヲ以テ引用シタル私署証書ノ確定日付トス

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日付ヲ記載シタルトキハ其日付ヲ以テ其証書ノ確定日付トス

六 郵便認証司（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第五十九条第一項ニ規定スル郵便認証司ヲ謂フ）ガ同法第五十八条第一号ニ規定スル内容証明ノ取扱ニ係ル認証ヲ為シタルトキハ同号ノ規定ニ從ヒテ記載シタル日付ヲ以テ確定日付トス

○2 指定公証人（公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項ニ規定スル指定公証人ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ其設ケタル公証人役場ニ於テ請求ニ基キ法務省令ノ定ムル方法ニ依リ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式（以下電磁的方式ト称ス）ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ記録セラレタル情報ニ日付ヲ内容トスル情報（以下日付情報ト称ス）ヲ電磁的方式ニ依リ付シタルトキハ当該電磁的記録ニ記録セラレタル情報ハ確定日付アル証書ト看做ス但公務員ガ職務上作成シタル電磁的記録以外ノモノニ付シタルトキニ限ル

○3 前項ノ場合ニ於テハ日付情報ノ日付ヲ以テ確定日付トス

制度の将来的な絵姿として、SMSによる債権譲渡の通知も、既存の「確定日付のある証書」による債権譲渡通知同様、第三者対抗要件と認められるものとするを希望する。

具体的には、「確定日付のある証書」について、「①対象の文書について改変を防止・検知する措置が講じられていること、②通信の安全性が確保されたものであること等の要件を満たすような方法によって、送信依頼時の日付を電磁的に保存できる場合にはその日付を確定日付とする」旨の規定を追加することを希望する。

7. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規制の特例措置の内容なし

8. 連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

氏名： 赤星 仁美

住所：東京都千代田区神田練塀町3

電話番号： 03-5207-8790

電子メールアドレス： akahoshi@linx-corp.jp